

## 1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い者を落札者とする。

### (1) 提案内容の評価

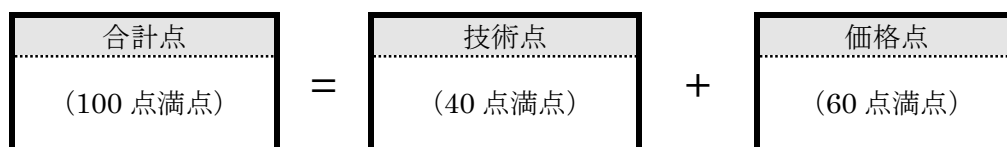
「評価表」（資料3 - 別紙1）に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)で評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点数が最も高い者を落札者とする。  
(満点 100 点)



上記の通り、技術点と価格点の比率は4対6とする。

### (4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入する。

### (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

「技術点」が高い方を落札者とする。それでも決定しない場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

## 2 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書の記載内容に基づいてのみ実施し、技術点を算出する。

### (1) 提案書評価点の算出方法

#### ア 絶対評価の方法（応札が1社のみ）

応札が1社のみだった場合、絶対評価を行い、提案内容に対して次の①から④の評価を行う。

①基準点を「3点」とする

②非常に優れた提案は「4点」とする

③非常に低いレベルの提案は「1点」とする

④提案内容が本市要件を満たさない場合や、著しく劣った内容であった場合には「0点」とする

#### イ 相対評価の方法

評価項目ごとに各提案内容に応じて順位付けを行い採点する。4社以上の応札があった場合は、4位以降をすべて1点とする（0点の適用基準は絶対評価と同様）。

一方、応札業者が4社以内の場合の扱いは、次のとおりとする。

- ・4社：4点、3点、2点、1点
- ・3社：4点、3点、2点
- ・2社：4点、3点

また、順位が1位の業者の提案が2位以降と比較して著しく優れている場合は、5点とする。なお、応札が1社のみの場合は、相対評価項目を絶対評価で行う。

#### ウ 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに項目加重点を設定する。

#### エ 提案書評価点の計算

提案書評価点の計算は以下の式で行う。

- ①得点＝項目別評価点×項目加重点
- ②技術評価点＝得点の合計
- ③技術点（40点満点）＝各委員の技術評価点の合計／委員数

#### (2) 未記入項目の評価について

「評価表」（資料3 - 別紙1）において、本市が定めている評価項目について何も記載がなかった場合には、当該項目の項目評価点を「0点」とする。

#### (3) 評価項目の採点が「0点」の場合について

1項目でも「0点」の評価項目があった入札者は、落札者とししない。

#### (4) 提案書基準点の考え方

各評価項目の項目評価点が全て基準点である場合の提案書評価点（合計）を提案書基準点とし、応札が1社の場合に当該業者の提案書評価点（合計）が提案書基準点に0.8を乗じた点数未満である場合は落札者とししない。

#### (5) その他の留意事項

「提案書等作成要領」（資料3）に示す提案書作成上の留意事項を大きく逸脱している場合には、「技術点」を0点とするので注意すること。

### 3 入札価格の評価

価格点は次のように算定する。

$$\text{価格点} = 60 \times (1 - \text{入札金額} / \text{入札予定価格})$$

入札予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、本市の予算を保証するものではない。また、入札予定価格は、落札者の公表時に併せて示すものとする。

なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合には、落札者とししない。